

臨床倫理委員会規程

(委員会の設置と目的)

- 第 1 条 日本赤十字社長崎原爆病院は、病院内における医療活動が臨床倫理の観点から適切なものになることを目指して、臨床倫理委員会を設置する。
- 2 臨床倫理委員会の活動は、日本国内の法的及び倫理的規範に基づく。
 - 3 臨床倫理委員会は、研究実施の可否を審査する日本赤十字社長崎原爆病院研究倫理審査委員会とは独立した委員会とする。

(任務)

- 第 2 条 臨床倫理委員会は、臨床で生じる倫理的問題を審議し、倫理的観点からの助言を与える。
- 2 臨床倫理委員会は、病院内の職員及び患者に対して、臨床倫理に関する教育活動を行う。
 - 3 臨床倫理委員会は、病院内で広く対応を考える必要がある事項について基本方針を定める。

(組織等)

- 第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 院長
 - (2) 副院長 (2名)
 - (3) 薬剤部長 (1名)
 - (4) 看護部長 (1名)
 - (5) 事務部長 (1名)
 - (6) 看護副部長 (1名)
 - (7) 総務課長 (1名)
 - (8) 医事課長 (1名)
 - (9) 医療安全管理者 (1名)
 - (10) 医療メディエーター (2名)
 - (11) 病院外の学識経験者 (1名)
 - (12) 病院外の市民代表 (1名)
 - (13) 法律学専門家 (1名)
- 2 委員会の委員長は院長が指名する。
 - 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 看護副部長は看護部長が指名する。
 - 5 委員長が不在のときは、委員長が指名する委員が会務を代行する。
 - 6 委員会が必要と認めたときは、特別の課題について審議する期間、第1項各号の委員のほかに、院長は特別(臨時)委員を委嘱することがある。

- 7 委員会に必要に応じ専門部会を設け、院長がその専門委員を任命する。
- 8 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 9 委員会の成立は、全委員の3分の2の出席を要件とする。
- 10 院長は、委員会による第2条第1項の任務を補助するために、臨床倫理コンサルテーションチームを委員会の下部組織として設置し、その詳細を別途日本赤十字社長崎原爆病院臨床倫理コンサルテーションチーム内規に定める。

(委員の任期)

- 第 4 条 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合は、院長が後任委員を任命し、任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の召集)

- 第 5 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(委員会の運営)

- 第 6 条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、原則として第3条第1項(12)、(13)号の委員いずれか1名以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、緊急を要する場合は、会議開催は可能であるが、事後に承認を要する。

(守秘義務)

- 第 7 条 臨床倫理委員会の委員及び事務担当者は、相談活動等において知りえた医療者、患者及び患者家族等の個人情報及び秘密について第三者に漏えいしてはならない。

(議事内容の記録)

- 第 8 条 委員会における審議の経過及び結果については、議事録として5年間保存するものとする。

(庶務)

- 第 9 条 委員会の庶務は、医療メディエーターを以って充てる。

(その他)

- 第 10 条 この規程に定めるものを除くほか、実施にあたっての必要な細則は、委員会において別に定めることができる。但し、院長の承認を得るものとする。

(附 則)

- この規則は、令和5年10月1日から施行する。